

平成23年10月14日

蕨市長 頼高 英雄 様

蕨市における配偶者等からの暴力防止および被害者支援の方向性について（提言）

蕨市DV基本計画策定にあたり、蕨市における配偶者等からの暴力防止および被害者支援の方向性について次のとおり提言します。

蕨市男女共同参画推進委員会 委員長 上野 梢

蕨市における配偶者等からの暴力防止および被害者支援の方向性について

趣 旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内等において行われるため、潜在化しやすく、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DVの被害者は多くの場合女性であり、女性差別を根底とする男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などによる社会構造的な問題とされています。DVは、個人の人権を著しく侵害するばかりか、男女平等および男女共同参画社会の実現を阻害するものでもあります。

このような状況を改善し、蕨市男女共同参画パートナーシッププランで目標としている、男女が平等で共に参画するまちを実現するためには、DVの防止や被害者に対する支援について重点的に取り組む必要があります。

そこで、今回、蕨市DV防止基本計画（仮称）を策定するにあたり、「蕨市における配偶者等からの暴力防止および被害者支援の方向性について」、特に留意すべき事項をまとめ、提言することとしました。

経 緯

国連は1993年（平成5年）の総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択。1995年（平成7年）の「北京世界女性会議」を機に、世界各国で女性に対する暴力への取り組みが行われるようになりました。

日本でも「女性に対する暴力の撤廃」は極めて重要な取り組み課題として「男女共同参画基本計画（平成12年～）」の中に組み込まれ、その後、県や市町村の計画の中にも組み込まれていきます。

女性に対する暴力の中でも、特にDVの根絶は最重要課題として、平成13年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が制定され、強力に対応するようになりました。

蕨市では、「蕨市男女共同参画プラン策定懇話会（平成13年）」「蕨市男女共同参画市民懇談会（平成14年）」「蕨市男女共同参画推進委員会（平成15年）」の提言で初めて「女性に対する暴力の根絶」が示されました。

その提言に基づき、平成15年に制定された「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」では、女性に対する暴力を条文の中に取り入れました。第3条（基本理念）の5項では、「DVやセクシュアル・ハラスメント、虐待などの女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと」を掲げ、第7条では「DVをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指す」としています。

平成16年に、この条例に基づいて策定された「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（平成16年度～25年度）」では、「女性に対する暴力をなくすこと」を重点施策のひとつに設け、DVが犯罪であることの意識啓発や被害者に対する相談の充実、関係機関との連携などに積極的に取り組むこととしました。

この間、国では、平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の2度目の改正が行われ、DV防止及び被害者支援のための基本計画を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。

そのため、平成21年に策定した現行計画の「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン後期計画（平成21年度～平成25年度）」では、この重点施策を継続するとともに、「女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること」として、DV防止法の啓発やDV基本計画の策定の調査検討を追加し、さらに充実し取り組んでいくこととしました。

市町村の努力義務となっているDV防止基本計画は、市町村の男女共同参画基本計画に組み込むことも可能としていますが、蕨市では単独計画として策定することとしました。

現 状

1. 夫婦間の暴力についての認識

平成22年7月に蕨市が実施した「配偶者からの暴力に関する調査」によると、夫婦間の暴力と認識される行為について、「身体を傷つける可能性のあるものでなく」「刃物を突きつけておどす」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」ことは、男女ともに90%以上の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識しています。一方、「何を言っても長時間無視し続ける」ことを「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、男女ともに50%以下となっています。

2. 配偶者からの被害経験

「配偶者からの暴力に関する調査」によると、配偶者から何らかの暴力被害の『経験があった』と答えた方は、女性が26.9%、男性が14.8%で、女性は4人に1人の方が被害経験があったこととなります。

また、「身体に対する行為」「精神的な嫌がらせ、脅迫」「強制的な性行為」の3つの行為の被害経験をたずねたところ、どの行為についても、女性の被害が男性を上回っていました。繰り返し被害を受けていることを表す「何度もあった」と答えた方は、「身体に関する行為」では、女性が5.6%、男性0%、「精神的な嫌がらせ、脅迫」では、女性が7.6%、男性1.0%、強制的な性行為では、女性が3.6%、男性が0%と、ほとんどが女性という結果が出ています。

3. 相談状況

「配偶者からの暴力に関する調査」によると、誰かに「相談した」のは、女性が37.7%、男性が15.4%と、男性よりも女性に多く、相談した相手は「家族・親戚」が女性70.0%、男性50.0%、「友人・知人」が女性45.0%、男性50.0%と、身近な人に相談することが多いという結果が出ています。一方、多数を占める「相談できなかった」または「相談しようとは思わなかった」と答えた方は男性に多く、その理由のほとんどが「相談するほどのことでないと思ったから」となっています。

なお、平成22年度の市役所でのDV相談の現状は下表のとおりです。

担 当	相談件数		備 考
	実数	のべ件数	
児童福祉課	13件	33件	うち保護1件
市民活動推進室	19件	34件	
女性の心と生き方相談	7件	7件	主訴だけでなく背景も含む
合計		74件	

4. 関係機関との連携の現状

蕨市では、「啓発・相談」を市民活動推進室が担当し、「被害者の保護」を児童福祉課が担当しています。ただし、母子相談や児童相談からDVが発覚するケースもあり、その場合は、児童福祉課で相談を受けています。

連携については、平成15年から「女性相談担当者打ち合わせ会議」として、市役所の関係各課と、「女性の心と生き方相談」のカウンセラーによる情報交換を行ってきました。平成20年からは「女性相談連絡会議」として、蕨警察署も加わり、蕨市の現状や課題についての情報の共有や意見交換を行っています。

《参考》

「配偶者からの暴力に関する調査」の概要

調査対象：住民基本台帳に記録された20歳～69歳の市民1,000人
(女性500人、男性500人)

調査方法：行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収(888人)
蕨市男女平等推進市民会議会員を通じて配布し直接回収(112人)

調査期間：平成22年7月9日～7月30日

回収率：女性47.8%、男性23.4%、合計37.0%

具体的な課題

1. 意識啓発

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではなく、身体的な暴力のみならず、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力もすべてDVにあたることを、市民一人ひとりが認識する必要があります。あわせて、女性に対する暴力は、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識など、社会構造的な問題であり、男女平等、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることについても、認識を高める必要があります。

そのためには、DVの意識啓発や情報提供の取り組みを充実させるとともに、DVを未然に防ぐために、若年者に対してのデートDV防止の啓発や男女平等教育の更なる充実を図る必要があります。

2. 被害者に対する相談

市役所担当課での相談、女性の心と生き方相談、警察署への相談など、公的な相談機関があるにもかかわらず、「配偶者からの暴力に関する調査」の結果では、相談しなかった人の割合が多く、相談したとしても、「家族・親戚」「友人・知人」への相談が多くなっており、公的機関の相談、支援へとつながっていない現状が浮き彫りになりました。一人でも多くの被害者が適切な相談先につながるよう、相談先の周知を徹底することが必要です。

3. 被害者の安全確保と自立支援

DV被害に遭うのは、夫婦が共に家庭内にいる夜間が多いと言われています。深刻な身体的暴力などにより生命の危険を感じたときなど、緊急性のある場合の対応について、関係機関が連携し、その対応について事前に協議を行っておくことが必要です。また、相談から保護、自立まで切れ目のない支援体制を強化する必要があります。

4. 関係機関の連携

被害者の置かれている状況（年齢、国籍、子どもの有無など）に関わらず、常に適切な支援がなされるよう、多方面にわたる関係機関との連携が必要となります。

提 言

「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」の重要施策のひとつである「女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること」の中でも、配偶者等からの暴力「DV」の根絶は、特に重要な課題であります。DVは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害であるため、男女がお互いの尊厳を重んじる対等・平等な関係を確立し、男女共同参画社会を推進することができるように、蕨市DV防止基本計画（仮称）の策定にあたっては、下記事項について留意の上、蕨市らしい、きめ細やかで実効性のある充実した施策を講じてくださるよう提言します。

なお、計画については、市民に十分理解されるよう、難しい言い回しをせず、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」のようにできる限り分かりやすい表現を用いて作成するよう努めていただきたい。

1. 意識啓発について

提言1 DVのない社会を目指すため、誰にとっても簡単で分かりやすく、関心を持ってもらえるよう工夫をした啓発を強力的に繰り返し行うこと

提言理由

近年、「DV」という言葉を耳にする機会が多くなり、言葉の認知度は高まってきたものの、DVの正しい理解については認識が十分とは言えず、さらに、DVの正しい理解を進める必要があると思われます。

DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという意識を社会全体で共有すること、また、身体的な暴力のみならず、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力もすべてDVにあたることを、市民一人ひとりが理解し、DVを防止する意識を高めていくことが必要です。

また、女性に対する暴力は、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などによる社会構造的な問題であり、男女平等、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることについても、認識を高める必要があります。

そのためには、年齢に関係なく、誰にとっても分かりやすいよう、啓発内容や啓発方法を工夫することが必要であり、かつ継続して繰り返し行うことが重要です。

具体的提言

- ・「DVとは何か」を市民が正しく認識できるよう、平易な表現で、分かりやすいリーフレット・ポスター等を作成してほしい。
- ・地域住民を対象としたDVの講演会や啓発講座等の実施や啓発資料等の配布を行うなど、DV防止の啓発に努めてほしい。
- ・啓発効果を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間^(注1)にあわせたキャンペーンの実施やパープルリボン^(注2)の普及など、様々な工夫をして啓発にあたってほしい。

(注1)毎年11月12日～25日

(注2)パープルリボンは1994年、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州で大人のレイプや虐待のサバイバー、医療専門家、セラピスト、法律関係者、関心を持つ市民らによって結成された、インターナショナル・パープルリボン・プロジェクト(IPRP)から始まった。現在、40か国以上の国際的な草の根運動のネットワークになっており、日本では、NPO法人全国女性シェルターネットが中心となり、パープルリボン活動を展開している。

提言2 若年層を対象としたデートDV防止の啓発を積極的に行うこと

提言理由

DVは配偶者間だけでなく、恋人などの関係からも起こりうるものであり、最近若年層における恋人間の暴力（デートDV）が問題になっています。児童虐待を受けたり、両親のDVを目撃するといった間接的な虐待、DVに巻き込まれて子どもが被害を受ける例も多く、そのような暴力に満ちた環境で育った子どもは成長とともに暴力を容認し、正当化する傾向が強いと言われています。やがて大人になりDVの加害者となりやすい世代間連鎖の構造は、どこかで断ち切らなければなりません。

そのためには、将来、DVにつながることをないよう、児童虐待の防止はもとより、若年層を対象としたデートDV防止の教育および啓発を推進することが有効と考えます。

具体的提言

- ・中学生・高校生など若年層を対象に、デートDVの防止について考える機会を作ってほしい。
具体的には、授業、講演会等でのデートDV防止の教育やデートDV防止の啓発パンフレットの配布等の取り組みを進めてほしい。
- ・親や教師がDVやデートDVについて認識し、デートDVやDVを未然に防止する視点に立った教育が、家庭・学校等においてされるよう、親や教師に対しての啓発を推進してほしい。

2. 被害者に対する相談体制について

提言3 相談に関する情報提供を積極的に行うこと

提言理由

DVは許されないものであるという認識が乏しく、周りの目の届かない家庭内において繰り返し行われるとともに、被害者が救済を訴えることも少ないため、潜在化しやすく、深刻化しやすい特徴があります。そのため、被害者を早期に相談へつなげることが重要ですが、調査結果にも表れているとおり、公的機関への相談が少ない現状があります。その理由の一つに、「相談先を知らない」といったことがあげられていることから、一人でも多くの被害者が、速やかに相談でき、適切なアドバイスが受けられ、より良い支援につなげることができるよう、適切な啓発活動とともに、相談体制を充実させ、相談先に関する情報提供を積極的に行うことが重要です。

具体的提言

- ・DVを受けている場合には、その解決のために公的機関への相談が有効であることについて周知を図ってほしい。
- ・相談窓口を明確にし、分かりやすく市民に情報を提供するよう努めてほしい。
- ・親戚や友人、知人の立場で被害者を支援することができるように、相談を受ける立場での留意点等についての正しい知識を普及・啓発してほしい。

3. 被害者の安全確保と自立支援・関係機関の連携

提言4 被害者の保護や自立支援に対する各関係機関の連携を充実させ、保護から自立に向けての継続的な支援体制を構築すること

提言理由

被害者の保護や生活の自立については、身の安全確保を第一に図りつつ、住宅や生活費の確保、就業の促進、子どもの就学、心のケアなど様々な課題に対応しなければならないことから、各関係機関が緊密に連携を図り、支援を進めなければなりません。

そのためには、各関係機関が共通の認識を持った上で、被害者の保護から自立、生活再建につながるような継続的な支援体制を構築することが重要です。

具体的提言

- ・被害者の保護や自立支援を円滑に行うためには、各関係機関の連携が欠かせないことから、関係機関のネットワークを構築し、それぞれの役割を明確にして、速やかかつ適切に対応できるよう、詳細なマニュアル化を進めてほしい。

会議の経過

○男女共同参画推進委員会

月日	会場	議題	備考
平成23年 7月28日(木)	市役所	DV基本計画(仮称)の策定について	8名出席
平成23年 9月 1日(木)	中央公民館	DV基本計画(仮称)の提言案の検討について	10名出席
平成23年10月14日(金)	市役所	DV基本計画(仮称)への提言	

蕨市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属等
1	委員長	上野 梢	蕨市男女平等推進市民会議会長
2		大石 圭子	パートナー編集委員
3	委員長代理	田村 明人	蕨市商工会議所青年部代表
4		太田 有子	校長会議(中央小学校)
5		本坊ミナ子	民生委員・児童委員協議会連合会副会長
6		足立 明美	子育てアドバイザー
7		芳野 昇	フレンドユース蕨クラブ副会長
8		荒木 真澄	子育て中の男性
9		杉山 節子	公募
10		箕輪 晴助	公募

任期：平成23年7月16日～25年7月15日

蕨市DV防止基本計画策定アドバイザー

中田 美子	国際女性の地位協会理事
-------	-------------